

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.28

総務省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (民放ラジオ難聴解消支援事業)
制度の 趣旨・背景	放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。
制度の 内容	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。</p> <p>■補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 : 1/2 2. 外国波混信対策事業 : 2/3 3. 地理的・地形的難聴対策事業 : 2/3 <p>■対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 2. 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 3. 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
対象となる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等
問い合わせ先など	<p>総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民放ラジオ難聴解消支援事業 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html

民放ラジオ難聴解消支援事業

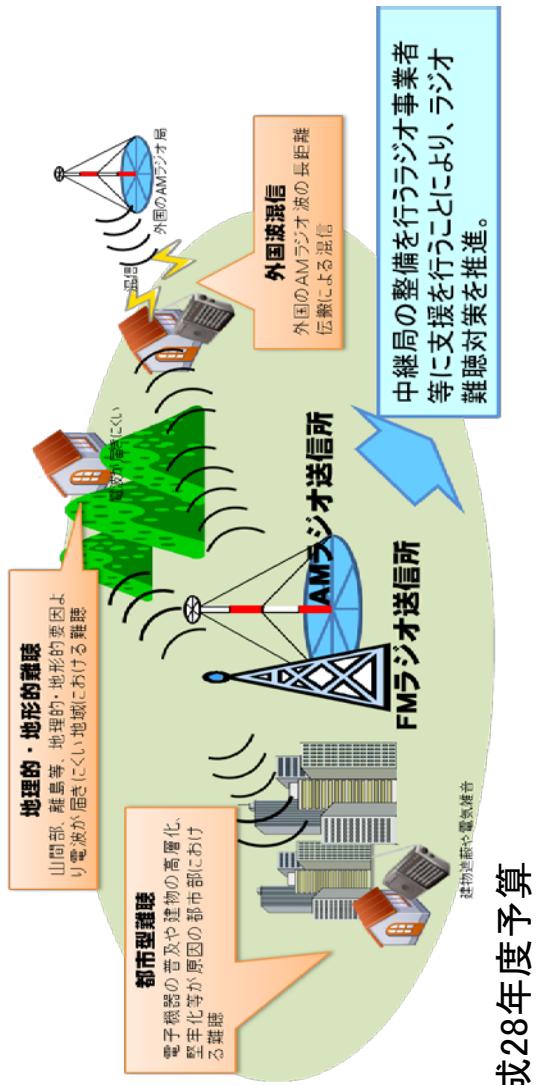
国民生活に密着した情報や災害時に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地理的・地形的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3
・都市型難聴 1／2



平成28年度予算
10.1億円

平成29年度予算
20.2億円

3 所要経費